

一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリーの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術活動の発表の場を設けることにより創造性豊かな社会の実現を目指すとともに市民の相互交流を図るため、市役所本庁舎14階展望ロビーの一部を『市民ギャラリー』として使用するため、一宮市庁舎管理規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(展示できる物)

第2条 市民ギャラリーに展示できるものは、芸術及び文化の成果物等のうち市長が適当と認めたもの。

(使用できる者)

第3条 市民ギャラリーを使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 市内在住、在勤、在学及び市内で創作活動を行っている者又はそのグループ

(2) 公用又は公共用の目的に係る展示を行う公的な団体

(使用の場所)

第4条 使用できる場所は、本庁舎14階展望ロビーの西側壁面（縦310 c m×横1740 c m）とする。ただし、市長が適当と認めた場合は、展示用パネル及び展示用机等の使用も可とする。

(使用日時)

第5条 使用できる日時は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、市の行事等で展望ロビーを使用する必要がある場合など、使用を許可しないことがある。

(使用期間)

第6条 市民ギャラリーの使用は、閉庁日を除く連続10日間を限度とする。

(使用回数)

第7条 使用できる回数は、1人（1グループ）につき年1回とする。

(使用料)

第8条 行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条第1項第2号により使用料は全額免除とする。

(使用の申込)

第9条 市民ギャラリーの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、使用開始

の日の属する月の3月前の初日(以下「受付開始日」という。)の午前9時から使用開始の日の14日前までに、次の各号のいずれかの方法で申し込むものとする。

(1) 市ウェブサイトの専用入力フォームから入力する方法

(2) 「行政財産の目的外使用(一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリー)申請書(書式1)」及び展示内容が判る資料(写真など)を持参する方法

(使用の許可)

第10条 市長は、市民ギャラリーの使用の許可又は不許可を決定したときは、「行政財産の目的外使用(一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリー)(許可・不許可)書(書式2)」を交付する。

(使用の不許可)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するため使用、その他政治活動のため使用

(2) 特定の宗教若しくは教派教団を支持し、又はこれに反対するため使用、その他宗教活動のため使用

(3) 営利を目的とするため使用、又は特定の営利事業を援助するため使用

(4) 公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認められるとき

(5) 前4号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき

(使用の変更又は取消し)

第12条 使用者が許可された事項を変更、又は取消しするときは、速やかに市長に申し出るものとする。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。ただし、これによって生じた損害については、市長はその責を負わない。

(1) 許可の条件に違反したとき

(2) 使用許可の申請に偽りがあったとき

(3) 展望ロビーを公用で使用する必要があるとき

(4) 前3号に掲げるほか、市長が必要と認めたとき

(使用者遵守事項)

第14条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 展示に必要な材料等は、使用者が用意すること
- (2) 展示に伴う搬入、飾り付け、後片付け及び搬出は使用者が行うこと
- (3) 展示に関する目録、ポスター等を作成した場合は、事前に市長に提出すること
- (4) 使用が終ったとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、速やかに原状に復すること
- (5) 許可を得ないで壁、柱、扉等に張り紙をしないこと
- (6) アルコール飲料は持ち込まないこと
- (7) 所定の場所以外では、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (8) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (9) その他展示については、市長の指示に従うこと

(展示物の管理)

第15条 展示物の管理は使用者が行い、破損及び盗難について、市長は、その責を負わない。そのために使用者は、必要に応じて会場責任者を常駐させるものとする。

(損害の賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害について賠償の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の使用期間に関する部分は、令和2年度以後の使用について適用し、令和元年度分までの使用については、なお従前の例による。

行政財産の目的外使用(一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリー)申請書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者住所

氏名・団体名

電話番号

市民ギャラリーの使用に関する要綱及び市民ギャラリーの出展者案内を確認のうえ、次のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 から 年 月 日 (閉庁日を除く)	
展示会等の名称		
展示品目及び数量	※展示内容が判る資料(写真など)を添付してください。	
使用する設備等	ギャラリーの設備	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 展示パネル 枚 <input type="checkbox"/> 長机 脚 <input type="checkbox"/> 椅子 脚 <input type="checkbox"/> 立て看板 枚 その他
	使用者持込の設備	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 別紙
使用責任者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (住所) (氏名) (電話番号)	

(1)私は、自己又は役員等(法人の場合は役員、団体の場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与する者をいう。)が一宮市暴力団等の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、将来においても該当いたしません。
 (2)私は、(1)の該当の有無を確認するため、一宮市から照会に必要な個人情報の提出を求められたときは速やかに提出し、警察へ情報提供することに同意します。
 (3)私は、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより市が行う一切の措置について、当方が不利益を被ることとなっても、異議、苦情の申し立てはいたしません。

行政財産の目的外使用(一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリー)(許可・不許可)書

申請者

様

一宮市長 中野 正康 ㊟

年 月 日付けで申請のありました行政財産の目的外使用(市民ギャラリーの使用)については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき下記の条件をつけて許可します。

なお、この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に一宮市長に対して審査請求をすることができます。また、この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、一宮市を被告として取消しの訴えをすることもできます。

記

使用期間	年 月 日 から 年 月 日	
	(閉庁日を除く)	
展示会等の名称		
展示品目及び数量		
使用する設備等	ギャラリーの設備	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 展示パネル 枚 <input type="checkbox"/> 長机 脚 <input type="checkbox"/> 椅子 脚 <input type="checkbox"/> 立て看板 枚 <input type="checkbox"/> その他 箇所 電子ポスター
	使用者持込の設備	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 別紙
使用責任者	(住所) (氏名) (電話番号)	
決定事項	許可 不許可 (理由:)	

許可条件等

- 1 「一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリーの使用に関する要綱」を遵守すること
- 2 用途の制限
使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可物件を展示の用に供さなければならない。
- 3 使用料および延滞金
使用料は、免除とする。
行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条第1項第2号による
- 4 使用上の制限
(1) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
(2) 使用者は、指定する用途以外に使用し、使用権を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は現状を変更してはならない。
(3) 使用者は、修繕、模様替その他の行為をしてはならない。
- 5 許可の取消等
次のいずれかに該当するときは、この許可の取消又は変更をすることができる。
(1) 市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
(2) この許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
(3) 使用者又はその役員等が、一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年9月26日条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益 となる活動を行う者であることが判明したとき。
- 6 許可取消等の損害
前記の許可の取消等により使用者が損害を被ることがあっても市は、損害を補償しない。
- 7 原状回復
(1) 使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。許可の取消などにより返還する場合も同様とする。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。
(2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市は使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、なんらの異議を申し立てることができない。
- 8 損害賠償
(1) 使用者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りでない。
(2) 前記の場合の他、使用者は、この許可条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 9 実地調査及び報告
市長は、必要があるときは、その職員をして随時実地調査をし、その維持管理及び使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合、使用者は当該職員の立入調査を拒むことができない。
- 10 疑義の決定
本条件に関し、疑義があるときその他使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。
- 11 その他
取材があった場合は、市役所では問合せに対応できないため、ご自身の連絡先を伝えること